

浜田市告示第 72 号

浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

## 浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭又は妊婦若しくはヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事、子育て等の支援を実施する子育て世帯訪問支援事業（以下「子育て世帯訪問支援事業」という。）を行うことにより、当該家庭における養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定居宅介護事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。
- (2) 介護保険 介護保険法（平成9年法律第123号）第18条に規定する保険給付及び同法第115条の45に規定する地域支援事業をいう。
- (3) 障がい福祉サービス 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条に規定する障害福祉サービスをいう。
- (4) 実施事業所 子育て世帯訪問支援事業を適切に行うことができる指定居宅介護事業者として、市長が認めた者をいう。
- (5) 訪問支援員 支援が必要な家庭に訪問し、必要な支援を行うため、実施事業所から派遣される者をいう。
- (6) ヤングケアラー 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第2条第7号に規定する家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者であって、18歳未満のものをいう。

### (実施主体等)

第3条 子育て世帯訪問支援事業の実施主体は、浜田市とし、実施事業所に委託して行う。

### (利用対象者)

第4条 子育て世帯訪問支援事業の対象となる者（以下「利用対象者」とい

う。)は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当し、子育て世帯訪問支援事業による支援が必要と市長が認めるものとする。ただし、介護保険又は障がい福祉サービスによる家事、育児等の支援の対象となる者を除く。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦又はそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) ヤングケアラーの保護者
- (5) その他市長が支援することが必要と認める者  
(事業内容)

第5条 子育て世帯訪問支援事業の内容は、訪問支援員が利用対象者の属する家庭（以下「対象家庭」という。）を訪問し、当該対象家庭の状況に応じて、第1号若しくは第2号のいずれか又はその両方の支援を行うとともに、第3号から第5号までに規定する支援を包括的に行うものとする。

- (1) 食事の準備、洗濯、掃除及び買い物の代行等の家事支援
- (2) 育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り及び外出時の補助等の育児又は養育支援
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴又は相談・助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容のものを除く。）
- (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 利用対象者及びその児童の状況並びに育児又は養育環境の把握並びにその把握した情報の市への報告  
(利用期間等)

第6条 子育て世帯訪問支援事業の利用期間、利用回数の上限及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用期間 子育て世帯訪問支援事業を初めて利用した日から起算して3月以内
- (2) 利用回数の上限 1週間につき1回まで
- (3) 利用時間 1回につき2時間まで  
(利用申請)

第7条 子育て世帯訪問支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（実施決定）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、子育て世帯訪問支援事業の利用の可否を決定し、子育て世帯訪問支援事業決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、子育て世帯訪問支援事業の利用を決定したときは、子育て世帯訪問支援事業委託書（様式第3号）により実施事業所に通知するものとする。

（緊急時の取扱い）

第9条 市長は、緊急性が極めて高い等の事情により前2条の手続を行う時間的余裕がないと認めるときは、口頭により利用対象者に子育て世帯訪問支援事業について説明し、当該利用対象者の承諾をもって子育て世帯訪問支援事業の実施をすることができる。この場合において、当該手続は子育て世帯訪問支援事業を初めて利用した日後において速やかに行うものとする。

（費用負担）

第10条 子育て世帯訪問支援事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業の利用に要する費用として、別表に定める額を実施事業所が指定する期日までに実施事業所に支払わなければならない。

（利用解除）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、子育て世帯訪問支援事業の利用の決定を取り消し、又は子育て世帯訪問支援事業の利用を解除することができる。

- (1) 利用者から子育て世帯訪問支援事業の利用の辞退の申出があったとき。
- (2) 利用者が子育て世帯訪問支援事業の利用を継続する理由がなくなったとき。
- (3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の決定を受けたとき。
- (4) その他実施事業所の管理運営上支障があると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により子育て世帯訪問支援事業の利用の決定を取り消し、又は子育て世帯訪問支援事業の利用を解除したときは、子育て世帯訪問支援事業取消（解除）通知書（様式第4号）により、当該利用者及び

実施事業所に通知するものとする。

(帳簿の整備等)

第 12 条 実施事業所は、次に掲げる事項を記載した帳簿等を備えて、5 年間保存しておかなければならない。

(1) 子育て世帯訪問支援事業の実施に係る対象家庭の状況及び当該支援の内容を明らかにしたもの

(2) 子育て世帯訪問支援事業の実施に係る収入及び支出を明らかにしたもの

(守秘義務)

第 13 条 実施事業所及び訪問支援員は、子育て世帯訪問支援事業の実施に当たり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(その他)

第 14 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 10 条関係）

区分	利用者負担額（1 時間当たり）
生活保護世帯又は市町村民税非課税世帯	無料
市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯	150 円
上記以外の世帯	300 円

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 市町村民税非課税世帯 当該年度の市町村民税（4 月 1 日から 6 月 30 日までの間に申請をする場合は、前年度の市町村民税。次号において同じ。）が非課税である世帯をいう。
  - (2) 市町村民税所得割課税額 77,101 円未満世帯 当該年度の市町村民税が 77,101 円未満である世帯をいう。
- 2 利用時間に 1 時間未満の端数が生じたときは、当該端数は 1 時間とみなして算定する。

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

※署名又は記名押印

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第7条の規定により申請します。

なお、この申請に係る内容の審査に際して、市長が私の世帯の市町村民税の課税状況及び生活保護の受給の有無を調査すること及び当該子育て世帯訪問支援事業の実施に必要な範囲において、市が実施事業所と情報共有を行うことに同意します。

利用者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ（以下利用者に係る項目は記載不要です。）		
	住所		
	氏名		年 月 日生（ 歳）
	電話番号		
同居世帯員（利用者を除く。）			
氏名	生年月日	続柄	備考
申請理由			
利用希望期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
利用希望回数・時間		( ) 時間／回 ( ) 回／週・月	
必要なサービス内容	家事に関すること。		育児に関すること。
	<input type="checkbox"/> 食事の準備		<input type="checkbox"/> 育児のサポート
	<input type="checkbox"/> 洗濯		<input type="checkbox"/> 保育所等の送迎
	<input type="checkbox"/> 掃除		<input type="checkbox"/> 宿題の見守り
	<input type="checkbox"/> 買い物の代行及びサポート		<input type="checkbox"/> 外出時の補助

	<input type="checkbox"/> その他( )	<input type="checkbox"/> その他( )
緊急連絡先	氏名	(電話番号 )

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

子育て世帯訪問支援事業決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定（却下）しましたので、浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

利 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用回数・時間	( ) 時間／回 ( ) 回／週・月
利 用 内 容	サポートプランのとおり
利用者負担額	1 時間当たり 円 ※生活必需品の買い物等の実費、公共交通機関を利用した場合の交通費（訪問支援員分を含む。）等は別に負担してください。
備 考	

（却下理由）

様式第 3 号（第 8 条関係）

第 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

子育て世帯訪問支援事業委託書

子育て世帯訪問支援事業の実施を委託しますので、次のとおり浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 8 条の規定により通知します。

利用者	住所	電話番号		
	氏名		年 月 日生（ 歳）	
緊急時 連絡先	氏名			
	電話番号			
家族 構 成	氏名	続柄	生年月日	備考
			年 月 日生（ 歳）	
			年 月 日生（ 歳）	
			年 月 日生（ 歳）	
申請理由				
委託内容				
委託期間				
委託回数・時間				
備考				

様式第 4 号（第 11 条関係）

指 令 番 号  
年 月 日

様

浜田市長

印

子育て世帯訪問支援事業取消（解除）通知書

年 月 日付け指令 第 号において利用の決定をした子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり決定の取消し（利用の解除）をしましたので、浜田市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

利用期間	
利用回数・時間	
取消（解除）年月日	
取消（解除）理由	